

両国駅北口地区地区計画区域内に係る手続について

(地区整備計画を定める場合)

再開発等促進区を定める地区計画が定められている両国駅北口地区地区計画区域内で建築計画等を行う場合は、東京都と事前協議を行ってください。

東京都と事前協議により、地区整備計画を定めて建築計画等を行うことになった場合は、地区計画の届出の前に次のような手続きが必要となります。

事前協議 東京都（都市整備局都市づくり政策部 土地利用計画課ほか）
事前に電話等で問合せの上、必要書類等を確認してください。

事前協議 墨田区（まちづくり調整課ほか）
事前に電話又は窓口でお問合せください。

区へ企画提案書の提出

提出するもの ・企画提案書 3部
・都及び区あて依頼文 各1部
提出先 墨田区（まちづくり調整課）
提出方法 直接窓口

《その後 ・東京都は、説明会、都市計画審議会等を経て都市計画を変更する。
・墨田区は、都市計画審議会、議会等を経て再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例を改正する。》
注：申請者様には審議会等に必要な資料作成をお願いします。

区へ地区計画の届出

提出するもの及び提出の時期
墨田区都市計画課で確認してください。
提出先 墨田区（都市計画課）
提出方法 直接窓口

【問合せ先】

墨田区 都市整備部 立体化・まちづくり推進担当 まちづくり調整課
電話：5608-1593